

件名	児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例								
主管課	健康増進課								
根拠法令等	児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）								
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>児童福祉法の改正に伴い、新たに過料を科すことができるようにするため改正次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消し後に、医療受給者証の返還に応じない者</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関し、正当な理由なく、必要な質問に対する答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者</p>									
施行日	平成27年1月1日								
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>● 児童福祉法の一部を改正する法律の概要</p> <p>1. 趣旨</p> <p>「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 基本方針の策定</td> <td>・良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。</td> </tr> <tr> <td>(2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立</td> <td>・都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給 ・適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求める。 ・医療費助成に要する費用は都道府県の支弁とし、国はその2分の1を負担</td> </tr> <tr> <td>(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施</td> <td>・都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業を実施</td> </tr> <tr> <td>(4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進</td> <td>・国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進</td> </tr> </table>		(1) 基本方針の策定	・良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。	(2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立	・都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給 ・適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求める。 ・医療費助成に要する費用は都道府県の支弁とし、国はその2分の1を負担	(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施	・都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業を実施	(4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進	・国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進
(1) 基本方針の策定	・良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。								
(2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立	・都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給 ・適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備 ・支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成 ・都道府県等は、支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求める。 ・医療費助成に要する費用は都道府県の支弁とし、国はその2分の1を負担								
(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施	・都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業を実施								
(4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進	・国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進								